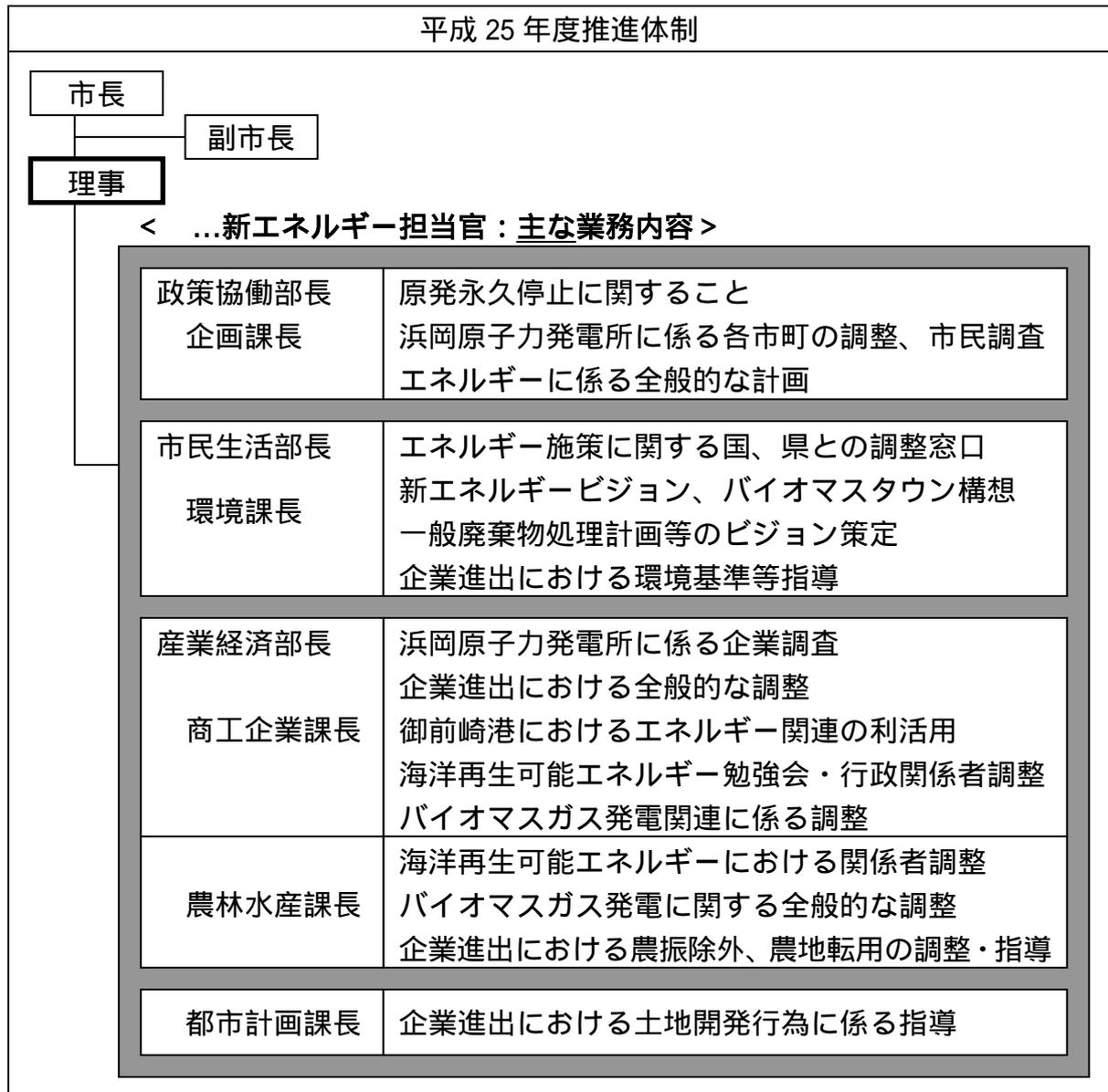


新エネルギー施策の推進について

1 推進体制の整備



2 留意事項

- ・理事は市長の指示を受け、新エネルギー施策推進体制を統括する。
- ・環境課長、商工企業課長、農林水産課長、企画課長を新エネルギー担当官とする。
- ・定期的（年 6 回）に「新エネルギー担当官会議」を開催する。主管課は企画課。